

平成30年

## 第8回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 平成30年8月24日 午後1時30分から  
場 所 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

|      |         |      |             |
|------|---------|------|-------------|
| 1 番  | 吉 川 博   | 11 番 | 三 宮 一 夫     |
| 2 番  | 杉 崎 正 人 | 12 番 | 熊 澤 貞 夫     |
| 3 番  | 西 川 克 己 | 13 番 | 竹 内 恵美子（解任） |
| 5 番  | 伊勢田 恵 司 | 15 番 | 熊 澤 博 勝     |
| 6 番  | 加 藤 豊   | 16 番 | 露 木 真 一     |
| 7 番  | 二 宮 喜代治 | 17 番 | 土 屋 俊 雄     |
| 8 番  | 松 本 秀 雄 | 18 番 | 渡 辺 順 子（解任） |
| 9 番  | 山 口 博 久 | 19 番 | 戸 塚 昭 雄     |
| 10 番 | 青 木 貞 治 |      |             |

### 2 欠席委員

なし

### 3 遅刻委員

なし

### 4 出席した書記

事務局長 久保田 徳人  
書 記 松尾 明美

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条第1項第7号の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

※議会推薦の委員2名は、平成29年7月25日付けで大磯町議会議長からの解任請求に基づき解任されました。

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第26条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきと思います。

《傍聴人入室》

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので平成30年第8回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、16番露木真一委員、17番土屋俊雄委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第26号1番を朗読・説明》

書記 議案第26号1番は、小田原厚木道路の橋梁工事の関係者の駐車場として、農地を一時転用するものです。

申請地は、農業振興地域内のその他2種農地の畑ですが、工事の効率化のため、工事現場に容易にアクセスでき、平坦かつ駐車可能な面積があるなどの要件を満たす場所を探した結果、借りられる土地は申請地しかありませんでした。

転用内容につきましては、2年間の賃貸借契約で一時転用となります。当該農地に

鉄板を敷き、周囲を簡易バリケードで囲い、雨水排水計画及び車両の排気ガス対策などに関して周辺農地に影響を及ぼさないような被害防除計画となっています。工事終了後は速やかに鉄板やバリケードを撤去し、耕運をかけて農地に復元することになっています。

また、当該農地は相続税の納税猶予を受けている農地ですが、今回の一時転用により税務署に期限確定を申請中となっています。

なお、8月15日に吉川職務代理と寺坂地区担当の杉崎委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第26号1番につきましては現地調査をお願いした、寺坂地区担当の杉崎委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（杉崎） 2番杉崎です。議案第26号1番の農地について、8月15日に吉川職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は小田原厚木道路の真下に位置し、周囲は耕作放棄地となっている畑や山林と道路に囲まれた農地で、被害防除計画により周辺農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。被害防除計画により周囲の農地には影響はないということです。

ただ今の議案第26号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は相続税の納税猶予を受けている農地との説明がありましたが、もう少し詳しく説明をしてください。

書記 相続税の納税猶予制度については、農地を相続する際に税務署に申請することで相続人自らが耕作を継続することを前提条件として期限に達するまで相続税が免除される制度です。途中で耕作を止めてしまうと、その時点で猶予の打ち切りとなり猶予期間の利子税（注・・・市街化区域は年4.0%、市街化調整区域は年2.2%、収用事業の場合の税率は各々の半分）を足して相続税を納めなければなりません。猶予期間は、市街化区域が20年間、市街化調整区域は終身となっています。

また、途中で身体障害等のやむを得ない事情により耕作が困難になった場合は、農地の貸し付けをしても猶予は継続されます。

なお、適用農地の20%を超えて転用した場合は、すべての猶予が打ち切りとなりますが、農業経営基盤強化促進法により譲渡した場合は、20%を超えていても譲渡部分のみが打ち切りとなります。（注・・・譲渡後も農地として耕作が継続されなければなりません。）

議長 他に質問はございませんか。他に質疑がないようですので、議案第26号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第26号1番は原案とおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に報告第1号「農地法第3条第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条第1項の規定による受理通知書」につきましては、議案書2ページの3件でございます。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書3ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の2ページから3ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 1番と2番の現況地目が宅地、転用目的が住宅敷地となっていますが、現在、当該地は駐車場となっています。住宅敷地ということは、この後にアパートでも建てるのですか。

書記 届出の内容が住宅敷地となっても必ずしも建築物を建てるのかどうかは判りません。住宅、庭、駐車場などを含めて宅地とする場合もありますので、寺社敷地として駐車場のまま所有権移転することも考えられます。

また、過去に転用届を出していても何らかの理由で履行せずに地目変更をしていなかったり、相続で所有者が変わってしまった場合、再度、転用届を出すこともあります。

委員 何度も届出を行うこともあるようですが、届出の場合は転用したかどうかは確認しないのか。課税はどうなるのか。

書記 農業委員会では確認はしませんが、法務局の方で現地確認をされているようです。また、法務局から税務課へ転用後の所有者などの状況について報告があるので、届出が履行されたかどうかは確認できます。課税については税務課が現地確認を行って判断していますので、地目が農地であっても過去に転用届が出されていて駐車場として使用されていれば、駐車場としての課税を行っています。

議長 他にございませんか。よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成30年第8回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後1時50分)